

書面による請求に係る経過措置に関するQ & A

このQ & Aは、平成 27 年 4 月 1 日及び平成 29 年 11 月 7 日に厚生労働省から発出された事務連絡を基に国保連合会にて作成したものです。

Q1. 請求省令において、支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合など、一定の類型に該当する事業所等については、当分の間、書面による請求が可能となっているが、同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定を併せて受けている場合は、それらを一つの事業所として判断するのか。それとも事業所番号単位で判断するのか。

A1. **同一法人が同一所在地**において複数の事業所の指定を併せて受けている場合は、それらを**一つの事業所として判断します**。なお、サービス種類数の考え方については、以下のとおりとなっています。

No	同一法人・同一所在地におけるサービスの類型【例】		サービス種類数	免除
1	訪問介護	通所介護	二種類とみなす。	×
2	訪問介護	介護予防訪問介護	同種の居宅サービスと介護予防サービスを併せて行う場合は、一種類とみなす。	○
3	訪問介護	総合事業 訪問型サービス	「（予防）訪問介護＋総合事業の訪問型サービス」は同種のサービスとして、一種類とみなす。（通所介護も同様）	○
4	地域密着型通所介護	総合事業 通所型サービス		
5	総合事業 訪問型サービス（みなし）	総合事業 訪問型サービス（独自）	総合事業では同一サービス種類として整理されるため、一種類とみなす	○

Q2. サービス種類のカウントについて、指定を受けているサービス種類をカウントするのか、それとも実際に提供しているサービス種類を指すのか。

A2. **実際に提供し、請求を行うサービス種類をカウントします**。なお、休止中のサービスについては、カウントに含めません。

Q3. 居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハビリのみなし指定を受けている医療機関が、実際は居宅療養管理指導のみを提供している場合、書面による請求は可能か。

A3. 実際に提供し、請求を行うサービス種類が**一種類であるため、書面による請求は可能**です。また、みなし指定事業所が提供しているサービス種類により、以下の整理となります。

No	みなし事業所が提供しているサービス	サービス種類数	免除
1	・居宅療養管理指導のみ	支給限度額管理が不要なサービス…一種類	○
2	・訪問看護のみ（訪問リハビリのみも同様）	支給限度額管理が必要なサービス…一種類	○
3	・居宅療養管理指導 ・訪問看護	支給限度額管理が不要なサービス…一種類 支給限度額管理が必要なサービス…一種類	○
4	・居宅療養管理指導 ・訪問看護 ・訪問リハビリ	支給限度額管理が不要なサービス…一種類 支給限度額管理が必要なサービス…二種類	×

書面による請求に係る経過措置に関するQ & A

Q4. 「支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業一種類のみを行うサービス事業所」については免除対象となっていますが、例えば、「訪問介護」と「居宅介護支援」を実施している事業所は、二種類行っているものとして免除対象外になるものと考えてよいか。

A4. 二種類となるため、免除対象外となります。

Q5. 平成 30 年 4 月以降に新設された事業所（みなし指定含む）については、附則第二条における経過措置は一律に認められないということか。

A5. 原則として認められません。

Q6. 免除届出書を提出済みの事業所が、平成 30 年 4 月以降に開設者変更等により新たな事業所番号を付番された場合についても、附則第二条における経過措置は一律に認められないのか。

A6. 平成 30 年 4 月以降に新設された事業所（みなし指定含む）は、経過措置には該当しないため、原則として書面による請求はできません。

Q7. 請求省令附則第二条に「（略）…困難と認められるものであって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、…（中略）…「書面による請求」ができる。」とあるが、「届け出なかったものは書面による請求ができない。」ものとして、国保連の審査により返戻となるのか。

A7. 実際に届け出のない事業所が書面による請求をされた場合は、その時点で免除届出書を提出いただき、書面による請求を受け付けることを想定しております。ただし、請求省令上は平成 30 年 3 月 31 日までに免除届出書を提出することとなっているため、免除届出書の提出に応じられない等、場合によっては請求を受付できない、あるいは返戻となる可能性があります。

Q8. 附則第三条（65 歳以上）の取り扱いについて、平成 30 年 4 月以降に新設された事業所については適用されないのか。

A8. 適用されません。したがって、書面による請求はできません。

Q9. 附則第三条（65 歳以上）の適用となり免除届出書を提出した事業所が、平成 30 年 4 月以降に 65 歳未満の従業者を雇用し免除非該当となった場合において、その後、当該 65 歳未満の従業者が退職した場合、再度免除が適用されるのか。

A9. 適用されません。65 歳未満の従業者を雇用した場合、速やかに免除非該当届を提出することとされており、届出を行った月及びその翌月に限り書面による請求が可能ですが、以降、書面による請求はできません。

書面による請求に係る経過措置に関するQ & A

Q10. 附則第二条または第三条に該当し書面による請求を行っている事業所が、一度でも書面以外による請求を行った場合、免除届は失効し書面による請求ができなくなるのか。

A10. 原則として書面以外の方法による請求への移行をお願いします。ただし、場合によっては、その後の請求方法について協議させていただきます。

Q11. 附則第四条による免除届出書には契約日や工事開始日等の記入欄があるが、契約書等の写しの提出が必要か。

A11. 附則第四条第二項より、届出の内容を確認できる資料の添付が必要です。

Q12. 請求ソフトが月遅れ分に対応していない場合、当該月遅れ分のみを書面により請求することが可能か。

A12. 請求ソフトの改修、または対応しているソフトへの切り替えを行っていただく必要があります。その場合、附則第四条第一項第二号に該当すると考えられますので、免除届出書を提出の上、改修等が完了するまでの期間のみ、当該月遅れ分を書面により請求することが可能となります。

Q13. 電子請求を行うための請求ソフト等の設備を導入する準備をしているが、平成 30 年 4 月に間に合わない場合、準備が完了するまでの間は書面により請求することが可能か。

A13. 附則第四条第一項第二号に該当すると考えられますので、免除届出書を提出の上、準備が完了するまでの期間のみ、書面により請求することが可能となります。